

回 覧

令和元年10月19日

柏ビレジ自治会の皆様

柏ビレジ自治会防犯防災部



冬季防犯パトロールについて

今年の冬季防犯パトロールは下記にて実施致します。

今回、防犯パトロール運営方法を一部改正致しました。

詳しくは次ページ以降をご参照ください。

●12月1日、8日、15日、22日の各日曜日、4日間で実施致します。

●一回のパトロールの編成を二つの班で行います。

皆様にこれまで以上のご参加を頂き、皆様のご協力のもと柏ビレジの防犯パトロールを今後更に盛り上げていきたいと考えております。

防犯パトロール運営方法の見直しについて

1. 新しい運営方法

令和元年度冬季の防犯パトロールより運営方法を下記のように改正します。

	現 行	改 正
実施日	夏季:7月最終の日曜日から8月下旬までの <u>毎週土曜日と日曜日</u> (ビレジ夏祭り開催日の土曜日は除く) <u>計8回</u> 冬季:12月第1日曜日から12月下旬までの <u>毎週土曜日と日曜日、計7回</u>	夏季:7月最終の日曜日から8月下旬までの <u>毎週日曜日</u> (ビレジ夏祭り開催週の日曜日は除く) <u>計4回</u> 冬季:12月第1日曜日から12月下旬までの <u>毎週日曜日、計4回</u>
パトロール編成	一つの班で編成	二つの班で編成
パトロールリーダー	班長がリーダー	一つの班の班長がリーダー、もう一つの班の班長がサブリーダー

2. 運営方法見直しの背景

現在の夜間防犯パトロール運営方法は平成23年10月に改正されたものです。それまでは自治会が一括で参加者を募集し、パトロール当日に自治会館に集合して頂いた参加者を自治会が決めた割当区域毎にグループ分けをしていました。そのうえで抽選で決定したパトロールリーダーのもとにパトロールを実行していました。このため参加者が必ずしも自宅の近所をパトロールすることにはなりませんでした。

このやり方をパトロールを通じて隣近所がお互いを知り、交流を図り、災害時には互いに協力し助け合うこともできるよう支部の班毎に担当日を設け、班員を主体とする住民の自主参加による支部単位のパトロールに改められたのです。

ただ、このやり方も10年近く経過し、若干現状に合わせる必要があるのではないかと感じています。

パトロール参加者は年々減少してきています。特に気がかりな点は、参加者が2人以下のケースが散見されることです。自治会としてはパトロール実施要件として「3名以上うち1人は男性であること」をガイドラインとしていますが、柏ビレジ住民の方は責任感の強い方が大勢いらっしゃるせいでしょうか、1人でも2人でもパトロールを実行しようと思

れているのではないかと推察致します。

このような状況は健全な状態だとは思えませんし、このままでは早晚柏ビレジの防犯パトロールは行き詰まってしまうと危惧しています。

地域住民が自ら参加を希望し自主的に防犯パトロールを運営していくという活動はとてもすばらしいことだと思いますので、パトロール編成に何らかの工夫をして私たちの防犯パトロールを活性化したいと思います。

具体的にはパトロール回数を減らしても 1 回のパトロール参加者を増やすことが必要ではないかと考えます。少人数で土日連続で行うより週 1 回でも大勢でパトロールをしたほうがむしろ防犯パトロールの効果は上がるのではないでしょうか。

防犯パトロールをやめてしまうというのも選択肢のひとつではあると思いますが、防犯パトロールには私たちの安全・安心のために非常に大切な効果があり持続可能な形で今後も継続してはどうかと考えます。

住民による防犯パトロールで犯罪者を捕まえるというような直接的効果は現実的ではありませんし、自分たちの身の危険を招きかねず、直接的効果を追求することは避けるべきだと思います。犯罪者を捕まえることは専門家である警察にお任せして通報程度に留めるべきです。防犯パトロールには直接的効果とは別に犯罪を未然に抑止するという間接的効果があると言われています。私たちが目指すべきはこの間接的効果だと考えます。

行政では防犯に関するいろいろな催しを実施していますが、これらの催しのなかで警察や市役所はこの間接的効果の重要性を訴えています。空き巣をはじめ犯罪者を逮捕して取り調べをしてみると、犯罪者は私たちが思っている以上に入念に犯罪場所の下見をしてその地域の住民の様子をうかがっているとのことです。住民に挨拶されたり、各戸の門灯が点灯されてたり、また住民が定期的に自主的なパトロールをしていることを知るとその地域は住民同士の結束が固いと判断し、その地域での犯罪の実行をあきらめる傾向にあるようです。この面からも防犯パトロールには抑止的効果があることが分かります。

以上の観点から防犯パトロールを今後も継続し、そのためにパトロール運営方法を一部改正させて頂くことにしました。

今回の改正が高齢化対策として将来を見据えた最善策であるとはいえないかもしれません、まずはこういう形で防犯パトロールを継続しつつ住民負担を軽減していきたいと考えております。

是非、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

参考資料

防犯パトロール参加者総数の推移

	夏季	冬季
平成 29 年	508 名	416 名
平成 30 年	473 名	403 名
令和元年	433 名	—

支部別・実施日別参加者数

	7/28	8/3	8/4	8/10	8/11	8/18	8/24	8/25	合計
1 支部	5	②	8	5	5	6	7	10	48
2 支部	5	中止	①	②	3	②	5	②	20
3 支部	5	5	中止	6	5	6	4	4	35
4 支部	11	7	4	5	4	3	4	4	42
5 支部	不明	3	10	7	3	5	6	9	43
6 支部	4	4	10	7	4	7	11	6	53
7 支部	6	②	14	4	11	3	4	4	48
8 支部	9	11	6	6	4	7	9	7	59
9 支部	5	5	6	3	3	3	6	5	36
10 支部	13	6	6	4	中止	7	8	5	49
合計	63	45	65	49	42	49	64	56	433

注) 8/3 と 8/4 の中止は参加希望者がゼロであったためです。

8/11 の中止は参加希望者が女性のみであったためです。

○印は、ルール上必要な参加人数（3 人以上）を下回った人数で実施したケース。

パトロール班人数別実施回数

	令和元年夏	平成 30 年夏	平成 29 年夏
0 人	3	2	2
2 人以下	6	7	0
3 人	8	10	8
4~5 人	28	21	25
6~9 人	25	29	31
10 人以上	9	11	14
不明	1		
合計	80	80	80